

著作物の付随的利用に関する法的課題

写り込みに焦点をあてて

Legal Issues on Incidental Use of Copyrighted Works

—Focusing on Minor Shot Object—

学籍番号：201321636

氏名：鈴木 康平

Kohei SUZUKI

デジタル技術の発達により、従来想定されていない新たな著作物の利用形態の登場を受けて、著作物の利用の円滑化を図りつつ、著作権を適切に保護するため、平成 24 年に著作権法が一部改正された。改正により、写り込みについての制限規定を定めた著作権法 30 条の 2 が新設された。本稿では 30 条の 2 に関して、解説・学説等を参照して解釈論を展開し、課題を明らかにした。そして、課題解決のために 30 条の 2 の一部改正を提案した。

30 条の 2 の要件には主に「写真の撮影、録音又は録画の方法」「著作物を創作するに当たつて」「分離することが困難である」「軽微な構成部分」「著作権者の利益を不当に害するもの」ではない、といったものがある。要件の解釈にあたっては、文言にとらわれずに広く解釈する立場をとる学説が有力であり、立法担当者も概ね同様の立場をとっている。しかし、条文の文言を厳格に解釈すると本来許容されるべき著作物の付随的利用が妨げられる恐れは否定出来ない。また、多くの明文化された要件により、著作権法に詳しくない者が著作物の利用を萎縮してしまう恐れもある。したがって、「写真の撮影、録音又は録画の方法」「著作物を創作するに当たつて」「分離することが困難である」という 3 つの要件は不要であり、30 条の 2 には改正が必要であるという結論に至った。

そこで、本稿では 30 条の 2 の改正案を提示した。改正案は先の 3 つの要件を削除し、社会通念上軽微であると評価できるかという点と、著作権者の利益を不当に害さないかという点に絞って著作物の利用が許容される付随的利用であるかを判断するものとした。軽微性の判断に関しては消去可能性テスト・置換可能性テストを採用することを提案している。各テストの具体的基準については裁判例の蓄積で構築されていくと予想される。改正案には明確性の原則や法的安定性に関する批判が予想されるが、現行法にも曖昧な要件はあることに加えて、改正案は他の法律と比べても特段曖昧な表現を使っているものではないため、改正案は必ずしも明確性の原則に反しているわけではなく、法的安定性を損なうものではないと考える。

研究指導教員：松縄 正登

副研究指導教員：石井 夏生利